

○蓮田市地域福祉計画策定委員会条例

平成29年3月22日条例第10号

蓮田市地域福祉計画策定委員会条例

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（次条において「計画」という。）の策定及び推進に関し必要な事項を調査審議するため、蓮田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について必要な調査及び審議を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画に基づく施策の進捗状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 地域活動団体等関係者
- (3) 福祉関係団体等関係者
- (4) 公募に応じた市民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。